

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時（平成三十一年山梨県選挙管理委員会告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさゑ

表富士吉田市の項中「山梨県富士吉田市新町四丁目十二番二十七号 富士吉田市立下吉田中学校屋内運動場」を「山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所」に、「平成三十一年四月七日 午後九時」を「平成三十一年四月八日 午前十時」に改め、同甲斐市の項中「山梨県甲斐市篠原二千七百二十八番地二十 甲斐市竜王武道館」を「山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所本館」に、「平成三十一年四月七日 午後九時」を「平成三十一年四月八日 午前十時」に改め、同中央市の項中「山梨県中央市臼井阿原千七百四十番地八十 中央市立田富市民体育

館」を「山梨県中央市臼井阿原三百一一番地一 中央市役所田富庁舎」に、「平成三十一年四月七日 午後九時」を「平成三十一年四月八日 午前九時」に改める。